

低炭素建築物の認定の変更のお知らせ

◆令和4年10月1日から申請単位(申請対象範囲)及び認定基準が変わります。

これにより、申請様式や本市の要綱・手引き等も変更となります。

①申請単位の一部が廃止、また新設される予定です。

- 共同住宅等の「住戸の部分のみ」及び「建築物全体及び住戸の部分」の申請単位が廃止となり、基本となる申請単位は「建築物全体」のみとなる予定です。
- 複合建築物の「非住宅部分」及び「住宅部分」の申請単位が新設となる予定です。

②認定基準（一次エネルギー基準・外皮基準）が変わります。

- 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準の水準に引き上げられます。

《変更点》	住宅	BEI 0.8 (←0.9)	UA 0.6 (←0.87)
名古屋市 (6地域)	事務所・学校・工場等	BEI 0.6 (←0.9)	
	ホテル・病院・百貨店 飲食店・集会所等	BEI 0.7 (←0.9)	

※BEI：太陽光発電設備を除き、コジェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む

③認定基準（その他の措置）が変わります。

- その他の措置の2項目の選択要件のうち1項目は再生可能エネルギー利用設備の設置が必須要件となります。
さらに、戸建住宅については「省エネ量」と「創エネ量（再エネ）」の合計が基準一次エネルギー消費量の50%以上であることが要件となります。
- 上記以外の選択要件は1項目となり、選択要件に「V2H 充放電設備の設置」が追加されます。
- 認定基準Ⅱ第2に規定する市長が認めるものの基準については廃止の予定。